

XIII 指導監査課・各県事務所

指導監査課及び各県事務所は、保険医療機関等に対する指導監査等の業務等を行います。
指導監査課は東北厚生局の所在する宮城県を、県事務所は東北厚生局管内の宮城県以外の各県を管轄しています。

名 称	所在地	管轄区域
青森事務所	青森市	青森県
岩手事務所	盛岡市	岩手県
指導監査課	仙台市	宮城県
秋田事務所	秋田市	秋田県
山形事務所	山形市	山形県
福島事務所	福島市	福島県

1 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと

(1) 概要

公的医療保険の療養の給付を行うためには、医療機関や薬局は厚生労働大臣の指定を、医師や薬剤師は厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。

指導監査課及び各県事務所では、各種申請・届出を受け付けるとともに、健康保険事業の健全な運営の確保を図るため、下記のとおり監督を行っています。

- ア 保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師に対する、健康保険法第 73 条及び第 78 条に基づく、指導大綱及び監査要綱に則った指導監査。
- イ 健康保険法第 60 条、第 63 条、第 76 条、第 85 条、第 85 条の 2 及び第 86 条に基づく、保険医療機関等に対する基本診療料及び特掲診療料の施設基準等の調査。
- ウ 保険医療機関等の指定申請、保険医療機関等の関係事項変更、保険医等の登録申請、保険医等の異動等の届出に関する指導監督。
- エ 施設基準等の届出に関する指導監督及び 7 月 1 日現在の施設基準等の定時報告に関する受付、点検、指導。

(2) 根拠法令等

- ア 健康保険法 第 63 条～第 96 条
- イ 保険医療機関及び保険医療養担当規則
- ウ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則
- エ 指導大綱（平成 20 年 9 月 30 日付け保発第 0930008 号通知 別添 1）
- オ 指導大綱関係実施要領
（平成 20 年 9 月 30 日付け保険局医療課医療指導監査室事務連絡 別添 1）

カ 監査要綱（平成 20 年 9 月 30 日付け保発第 0930008 号通知 別添 2）

キ 監査要綱関係実施要領

（平成 20 年 9 月 30 日付け保険局医療課医療指導監査室事務連絡 別添 2）

ク 厚生労働省告示 第 468 号（平成 20 年 9 月 30 日）

（3）実績

ア 保険医療機関等の指導監査状況 参考資料（1）のとおり

イ 保険医療機関等及び保険医等数 参考資料（1）のとおり

2 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る）を行うこと

（1）概要

柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費についての指導監査を行っています。

（2）根拠法令等

ア 柔道整復師の施術料金の算定方法（昭和 33 年 9 月 30 日保発第 64 号）

イ 柔道整復師の施術に係る療養費について

（平成 11 年 10 月 20 日保発第 144 号・老発第 682 号）

ウ 柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱

（平成 11 年 10 月 20 日保発第 145 号・老発第 683 号）

エ はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について

（平成 4 年 5 月 22 日保発第 57 号）（最終改正平成 28 年 9 月 23 日保発 0923 第 2 号）

オ はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて

（平成 30 年 6 月 12 日保発 0612 第 2 号）

カ はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する指導及び監査について

（平成 30 年 6 月 12 日保発 0612 第 4 号）

（3）実績

柔道整復師の指導・監査状況 参考資料（1）のとおり

〔※ はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の指導・監査は、令和元年度から実施となる。〕

3 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行うこと

（1）概要

東北地方社会保険医療協議会（Ⅱ 企画調整課 参照のこと）は、保険医療機関及び保険薬局の指定について審議するため、各県に部会を設置しており、その庶務は各県事務所（宮城県は指導監査課）が行っています。

(2) 根拠法令等

- ア 社会保険医療協議会法第1条第2項
- イ 社会保険医療協議会令第1条第1項
- ウ 東北地方社会保険医療協議会議事規則

(3) 実績

全ての部会で毎月1回、参集形式で部会を開催しています。